

舞鶴市と奈良ドリーマーズの包括連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、舞鶴市と、特定非営利活動法人 NBK Dreamers (以下「奈良ドリーマーズ」という。) が、相互の連携・支援協力を積極的に推進し、スポーツの普及・発展や青少年の健全育成など様々な分野における活動の充実を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 舞鶴市及び奈良ドリーマーズは、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) スポーツの振興及び健康づくりに関すること
- (2) 青少年の健全育成に関すること
- (3) 地域貢献活動、地域の活性化に関すること
- (4) 奈良ドリーマーズの試合への協力に関すること
- (5) 奈良ドリーマーズ並びにジュニアチームの練習場所等の活動場所に関すること
- (6) その他、舞鶴市の行政、事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(連絡調整)

第3条 舞鶴市及び奈良ドリーマーズは、前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、必要に応じ、連絡調整・協議し、具体的な取組の確認を行う。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、舞鶴市と奈良ドリーマーズのいずれからの特段申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要事項については、舞鶴市及び奈良ドリーマーズが協議し決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、当事者署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月26日

舞鶴市

舞鶴市長

多々見良三

特定非営利活動法人NBK Dreamers

代表理事

尾上尚史